

総合事業（通所・訪問）の事業所の日割り（コロナ関連）

- ・原則は、月額包括報酬であるので、利用日数に関わらず、月額での報酬請求（自己負担額請求）となります。（その月に1回もサービスの利用がなかった場合には、その月の報酬の算定はできません。）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る休業等については以下のように整理しました。（詳細は、別紙QAをご覧ください。）

① 事業所が休業した。	市の要請により休業した。	事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとします。	その月の全利用者に対して日割り計算の対象です。
	利用者や職員に陽性者が発生したため、消毒等のため休業した。		
② 利用者が利用しなかった。	利用者が陽性者になり、保健所の指示により外部との接触を避けるためサービスを利用しなかった。	その利用者に対してのみ事業所が休業したとみなし、指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとします。	その利用者に対してのみ日割り計算の対象です。
	上記以外で、利用者の希望によりサービスを提供しなかった。		月額報酬です。

・日割り計算の方法

その月の日数－休業等をした日（事業所の定休日を除く） の日数分を請求します。

・このような取扱いにした理由

- ・総合事業の月額報酬は、1月あたりの人件費や消耗品費、管理経費を包括したものと設定しています。従って、利用者の利用状況ではなく、事業所の営業状況により報酬額を決定すべきであることから、事業所が休業した場合には、全利用者に対して日割り計算をすることとしました。
- ・利用者については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため「サービス提供を受けることができない事由が発生した」と判断できる場合にのみ日割りで計算することとしました。

介護予防・日常生活支援総合事業 月額包括報酬の日割りに関するQ&A（新型コロナウイルス感染症関係）

（R3.5地域包括支援課）

質問番号	質問	回答
1	<p>新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、総合事業訪問介護及び総合事業通所介護を提供する事業所が自主的に休業した場合の請求は日割り計算の対象か。</p>	<p>お見込みのとおりです。事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして日割り計算の対象です。</p>
2	<p>新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐために、利用者が自主的にサービスを利用しなかった場合の請求はどうなるのか。</p>	<p>サービス事業所は営業しているため、月途中で利用を中断した場合であっても月額包括報酬での請求となります。</p>
3	<p>利用者が感染者の濃厚接触者となったため、サービスを利用しなかった場合の請求はどうなるのか。</p>	<p><b>【通所サービス】</b> 陽性となった人や濃厚接触者については、外出の自粛が要請されていることから、その利用者に対して事業者が休業した扱いとし、その利用者のみ1と同様に日割り計算の対象となります。</p> <p><b>【訪問サービス】</b> 訪問サービスについては、濃厚接触者に対しても提供をお願いしていますが、利用者が濃厚接触者となり、サービス利用を控えた場合については、「サービス提供を受けることができない事由が発生した」とし、日割り計算の対象となります。</p> <p>※ 1月の間に1回もサービスの利用がなかった場合にはその月の報酬の算定はできません。</p>
4	<p>利用者が感染者（陽性）となり、入院した場合の請求はどうなるのか。</p>	<p>通常は、入院期間があつたとしても月額包括報酬での請求です。しかし、新型コロナウイルス感染症については、原則入院とされているので、3と同様「サービス提供を受けることができない事由が発生した」とし、日割り計算の対象となります。</p>